

広島県告示第八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十一条第一項の規定によって、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の届出があった。

平成二十七年二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
中川耳鼻科	安芸郡府中町桃山一―二―一〇	平成二六年一〇月三一日
四季の心クリニク	東広島市西条町御園字六〇三五	平成二六年一月三〇日